

「令和6年度 自動車運送事業に係る視野障害対策ワーキンググループ」

議事概要

日 時 : 令和7年3月27日(木) 18:30~20:00
場 所 : 中央合同庁舎3号館8F第一会議室(Web 会議併用)
出席者 : 酒井座長、岩瀬委員、國松委員、松本委員、吉村委員、池田様(泉委員代理)
国土交通省 物流・自動車局安全政策課

議事次第に沿って、事務局から資料の説明があった。各資料説明後、質疑・意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下のとおり。

議題・意見

(議題1 令和6年度眼科検診普及に向けたモデル事業の進捗状況について)

- 精密検査に行っても異常なしの判断でも3年から5年後に発症することがある。精密検査で異常なしとなった方は、眼科検診で異常なしとなった方よりリスクはあるので定期的に検診することは意義があると考える。
- 精密検査は保険診療になるが、アンケート結果を見ると、精密検査費用が高いと勘違いされている事業者もいるようなので、精密検査費用をどのように案内しているのかが気になる。
- 令和4年度眼科検診受診者の方で、眼科検診で異常所見なしの人がどういう経緯で発症したことが判明したかを確認して欲しい。
- 精密検査が必要な人にはチラシを配布して再度精密検査受診の働きかけをお願いしたい。
- 精密検査を受けさせた結果、検査結果が思わしくなかった場合の運転者へ対応が難しいので精密検査を受けさせられないという事業者のアンケート結果に対しては、運転者を救うためにも、早期に治療することで運転を継続できるという本モデル事業の結果からわかったことを元に精密検査受診を促していくことが必要である。
- 精密検査の費用面については、誤解が無いように、(精密検査は保険診療になるということ)を働きかけが必要である。

(議題2 令和7年度の取組について)

- 「視野障害」という言葉が、眼科医がいう「視野異常」という意味で使われているが、身体障害者手帳を「視覚障害」で申請する場合に眼科で使用する「視力障害」と「視野障害」という言葉があり、この言葉と混同されないようにマニュアルの中で定義をもっとしっかり明記した方がよい。今も記載されているが、目立たないので、誤解されている場合が確認されているので注意を要する。
- 視野の簡易スクリーニングは、かなり症状が進行して発見できるものであり、早期発見には眼底検査をしなければならない。簡易スクリーニングの中には、根拠のないものが市販で出回っているようなので注意が必要である。また、視野障害スクリーニング検査を実施している事業者の割合が増えているが、どういったスクリーニング検査を実施しているか気になる。眼底検査を含む眼科検診をしてこそ早期発見ができると考えている。簡易スクリーニングは眼科検診への意識を高めてもらうためにするものと思う。

- 事業者が高額な簡易スクリーニング検査機器等の売り込みが多く、それが、スクリーニング検査費用が高額とアンケートに書かれる理由になっているかもしれない。
- 自動車事故報告書等の取扱要領の改正で、事故前後の視野障害スクリーニング検査や精密診断の受診状況について報告を求めることは高く評価できるが、ここでいう視野障害スクリーニング検査は眼科検診であり、視野検査ではないと説明していただきたい。
- 事故の背景に視野障害が隠れているケースはあると思われる。今回の自動車事故報告書等の取扱要領の改正により視野障害による事故が表に出てくるかと思う。
- 自動車事故報告書等の取扱要領の改正にあたり、事業者より視野障害スクリーニング検査について質問を受けた場合は、視野障害マニュアルの中に規定されている項目に沿った受診状況を記載するよう回答しているが、視野障害スクリーニング検査について具体的に示していただければ、それを周知していきたい。
- 自動車事故報告書の取扱要領の改正で、眼底検査を行い、疾患がないかについて事故調査することは非常に大事である。
- スクリーニング検査機器等の事業者への売り込みに関しては、整理してコントロールした方がよいと思われる。
- クロックチャートの配布に関しては、使用目的を当方（松本委員）に報告していただき、内容を確認の上、啓蒙活動に関しては基本的に無料提供しているが、実際の使用に際しては原本のサイズ、色調、使用手順を厳守して利用していただきたい。

以上